

第1版 令和5年8月22日

第2版 令和6年1月22日

第3版 令和7年1月30日

質疑応答集

(就学前教育・保育施設整備交付金)

こども家庭庁成育局参事官（事業調整担当）付

施設調整等業務担当室

目次

I) 交付金の基本的事項.....	3
a) 契約.....	3
b) 設置主体.....	4
c) 予算.....	4
d) 財産処分.....	5
II) 協議書の作成.....	6
a) 整備区分.....	6
b) 基準額の算定について.....	8
c) 交付対象.....	11
d) 交付要綱 10（経過措置）に係る取扱い.....	18
e) 交付要綱案 6 の（2）イの公立認定こども園に係る取扱い.....	18
III) 事業開始後の手続き.....	20

※問の末尾の記載について、「(私立)」は保育所、私立認定こども園、小規模保育事業所及び乳児等通園支援事業所に関する質疑応答、「(公立)」は公立認定こども園のみに関する質疑応答、「(共通)」は全施設に関する質疑応答であることを示すものとする。

I) 交付金の基本的事項

a) 契約

Q 1 : 内示前に契約してもよいか。(共通)

A 1 : 不可。補助金適正化法第 11 条に記載のとおり、補助金の適正な執行を行う観点から、交付決定前すなわち交付決定の内容及び条件が示されないうちに事業に着手することは違法となるものと解されている。しかし、当該交付金においては慣例的に交付決定前の内示を受けた後の着工を認めており、内示の前か後かということが交付対象としての適否の目安としているため、内示前に工事業者と契約を行った事業については交付対象外とする。なお、事業に着手することとは工事の開始だけではなく、契約の締結も含まれる。

Q 2 : 内示前に入札を行ってもよいか。(共通)

A 2 : よい。前述のとおり、内示前に交付対象事業を行うことは認められていないが、入札のような、契約の事前準備に当たるものについては、行ってもよい。ただし、契約を担保するような仮契約は認められない。

Q 3 : 工事、設計、施工管理を一括して契約してよいか。(共通)

A 3 : 工事、設計、施工管理を一括で契約する、いわゆるデザインビルド方式のような整備手法であっても、協議通知に則り適切に協議がなされるものであれば、交付対象となる。

なお、設計と工事の契約が一括となっていることから、

- ・契約は内示後に行うこと

- ・複数年度事業においては、1 年目に設計のみとならないよう、1 年目に工事に着手することにご留意いただきたい。

Q 4 : 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札等に付さなければいけないか。(私立)

A 4 : 一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市若しくは中核市、市町村が行う契約手続の取扱いに準拠するようお願いしたい。

b)設置主体

Q5：保育所及び私立認定こども園の設置主体（事業者）として、交付要綱に「市町村が認めた者」と記載があるが、株式会社等の民間事業者や個人も含まれるか。（私立）

A5：「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択をうけている市町村は、市町村が認めた者（公立施設を除く）も交付対象にしており、そのなかには、株式会社等の民間事業者や個人も含まれる。その他、NPO 法人等も含まれる。

Q6：協議時点で、設置主体である法人が設立されていないが、協議してよいか。また、いつまでに設立する必要があるか。（私立）

A6：協議時は法人が設立されていなくても協議は可能であるが、その場合、協議書には（仮称）を記載すること。交付決定までに法人を設立すること。

Q7：公設民営の保育所の施設整備は交付対象となるか。（共通）

A7：公設民営の施設であれば、設置主体が地方自治体となるため、交付対象外となる。

Q8：保育所の民営化を行う予定だが、法人に施設を譲渡した後でないと協議はできないか。（私立）

A8：協議時は施設の譲渡前でもよい。協議には、申請を行う法人への譲渡が決まっていることがわかる書類を添付すること。ただし、当該交付金は自己所有物件が交付対象であるため、交付決定までに譲渡が完了していること。

c)予算

Q9：国と市で予算の年度が異なるが、差し支えないか。（共通）

例）国は令和 n 年度当初予算、市は令和 n-1 年度繰越予算

A9：当該交付金の交付に関しては、差し支えない。

Q10：交付要綱案の別表 1－8 の負担割合に基づかず、市町村の負担額の一部もしくは全部を法人が肩代わりしてよいか。（私立）

A10：不可。交付要綱案の別表 1－8 の負担割合となるよう、申請されたい。

Q11：認定こども園整備において、「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択による嵩上げを行い、同時に教育部分の整備を行う場合の市町村及び事業者の負担額はどのように算出するか。（私立）

A11：以下のとおり。

当該年度交付額（A）＝うち保育部分に係る交付額（a）＋うち教育部分に係る交付額（b）

市町村負担額＝ $a \times (1/12 \div 2/3) + b \times (1/4 \div 1/2)$

事業者負担額＝ $a \times (1/4 \div 2/3) + b \times (1/4 \div 1/2)$

d)財産処分

Q12：整備する施設に抵当権を設定してもよいか。（共通）

A12：よい。保育所、私立認定こども園及び小規模保育事業所（交付要綱案 10 の認定こども園整備（経過措置）を除く。）の場合は、協議書の様式第 2 号-1 にて、抵当権の設定の有無の欄に○を記載すること。

Q13：整備する施設に根抵当権を設定してもよいか。（共通）

A13：不可。財産処分の通知の第 3 の 3「担保に供する処分（抵当権の設定）」にて、補助事業者等の資金繰りのため、抵当権の設定を認めなければ事業の継続ができないと認められるもので、返済の見込みがあるものに限って、担保権の設定が認められているため、性質上、返済の見込みがたたない根抵当権は設定できない。

なお、担保権の設定は補助金適正化法第 22 条に記載のとおり、あらかじめ承認を受ける必要があり、事前承認をうけずに担保権を設定した場合は、同法第 7 条に基づいて交付決定通知にて付した条件に違反するため、同法 17 条に記載のとおり交付決定の取消になり、同法第 18 条に記載のとおり、返還となりうる。

Q14：「改築」等の整備にあたって、既存施設を解体撤去する場合に、財産処分の承認はいつまでに受けている必要があるか。（共通）

A14：実際に解体撤去される前に承認をうけること。

Q15：定員を引き下げの場合に、財産処分等の手続きは必要となるか。（共通）

A15：利用児童数の減少など、整備後の状況の変化によりやむを得ず定員を引き下げの場合については、経過年数にかかわらず財産処分の手続きは必要ない。

※ ただし、交付基準額は定員区分（認可定員）を基に設定しているため、交付額の増額を目的として過大な定員区分により申請しているケースなどが判明した場合には、交付決定の一部取消等の対象になる場合もあることから留意すること。

II) 協議書の作成

a)整備区分

Q16：小規模保育事業所から保育所、認定こども園（幼保連携型・保育所型・幼稚園型）に移行する場合、整備区分は何か。（私立）

A16：新たに保育所を創設することになるため、「創設」となる。

なお、保育所から認定こども園への移行は、保育所部分においては「創設」以外の整備区分となり、教育部分については「創設」となる。一方で、幼稚園から認定こども園への移行は、教育部分については「創設」以外の整備区分となり、保育部分については「創設」となる。施設全体の整備区分の整理については、協議様式第2号-1の記載要領を確認すること。

Q17：保育所等において、新たに分園を整備する場合、整備区分は何か。（私立）

A17：「創設」となる。

Q18：「改築」と「大規模修繕等」の違いは何か。（私立）

A18：既存施設の躯体に影響が生じる整備は「改築」で、躯体に影響が及ばず内部改修に留まる整備は「大規模修繕等」となる。

※ 施設の躯体とは、建物の基礎や耐震壁、柱、屋根などの建築基準法施行令に規定する「構造耐力上主要な部分」のこと。

Q19：新たに事業を行うために、既にある施設を内部改修する整備を行う場合、整備区分は何か。（私立）

A19：「創設」は新たに事業を行うための整備となるため、本事例の整備区分は「大規模修繕等」とはならず、「創設」となる。

Q20：移転するために、移転先で新築工事する場合や、移転先の既存施設を改修工事する場合、整備区分は何か。（私立）

A20：いずれも「改築」となる（あわせて定員の増員があれば「増改築」）。なお、賃貸物件からの移転も「改築」として交付対象となるが、移転前の施設は自己所有物件ではないため、解体撤去工事費は交付対象外となる。

Q21：同一の施設において複数の整備を行う場合、どのように申請すればよいか。（私立）

A21：整備箇所が明確に分かれる場合は、整備区分ごとに協議すること。

例えば、施設の別々の箇所をそれぞれ「一部改築」と「大規模修繕等」する場合はそれぞれの整備区分ごとに協議すること。

同一の施設で「全面改築」と「大規模修繕等」を行う場合は、整備範囲がかぶるため、「改築」のみでの協議となる。ただし、アスベスト処理工事においては、同じ整備箇所であっても別々に協議が可能。

なお、複数の整備区分ごとに協議する場合は、Q1 に記載のとおり、それぞれの協議の内示後に工事業者との契約を行うこと。

また、認定こども園の整備において、保育所部分又は教育部分のいずれかで「大規模修繕等」を行う場合であって、同一施設のもう一方の部分で「大規模修繕等」以外の整備区分で協議を行う場合は、それぞれの整備区分ごとに協議書自体を分けて協議すること。

Q22：「創設」と「防犯対策の強化にかかる整備」は別途協議可能か。（私立）

A22：不可。創設、増改築、改築、大規模修繕等（大規模修繕等については、津波対策として高台への移転を行うものに限る）（以下「創設等」という。）のうち、施設全体に係る工事（※）を行う場合の防犯対策強化整備事業に掲げる外構や設備等の整備については、本体工事と一体的に整備するものであり、「創設等」と「防犯対策の強化にかかる整備」を分けて協議せず、「創設等」として協議すること（この協議に「防犯対策の強化にかかる整備」に係る費用も対象経費に含めること。）

なお、「増築」の場合、外構整備は別途協議可能であるが、増築部分にかかる非常通報装置等の整備は「増築」として本体工事と一体的に協議すること。

※施設の総延床面積の70%以上の施設整備を行うもの

Q23：「創設」と「防音壁整備」は別途協議が可能か。（私立）

A23：「防音壁整備」については、「創設等」の交付基準額に含まれていないため、別途協議可能。

Q24：「耐震診断」と「大規模修繕等」はあわせて協議が可能か。（私立）

A24：耐震診断に伴う耐震化改修工事（大規模修繕等）又は改築整備を行うことが決まっている場合は、大規模修繕等又は改築として、あわせて協議を行ってもよい。なお、耐震診断に係る契約についても内示後に行うよう留意すること。

b)基準額の算定について

Q25：大規模修繕において、公的機関の見積書が取得できない場合はどのように交付基準額を算出するか。(私立)

A25：工事請負業者 3 社の見積もりを取得し、3 社のうち 1 社を公的機関の見積りとみなす。なお、協議の際には見積書とあわせて、「なぜ公的機関の見積りを取得できないのか」「工事請負業者 3 社のうちのどれをどのような理由で公的機関の見積りとみなすのか」を記載した説明文（様式任意）を提出すること。

また、協議時に提出する見積書はあくまで適切な交付額を算出するための資料である。そのため、協議どおりの事業が行われるのであれば、必ずしも協議時に提出した見積書のうち最も安価な見積書に基づいて契約する必要はない。（見積書を取得していない業者または安価ではなかった業者と契約してもよい。）

ただし、協議時と工事内容が変更する場合は変更協議が必要となる。

Q26：大規模修繕等において、見積書が 3 つ取得できない場合は 2 つ又は 1 つでも構わないか。(私立)

A26：不可。大規模修繕等における交付基準額は、公的機関の見積り及び民間工事請負業者 2 社※1の見積りを比較して、最も低い方の価格に国の負担割合を乗じたものとしている。見積りが 2 つ又は 1 つの場合、交付基準額の算出ができないため、交付自体ができない。なお、大規模修繕等における仮設施設整備工事費についても、同様の取扱いとする。

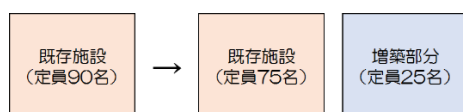
※1 公的見積りが取得できない場合、民間工事請負業者 3 社の見積りでも可とする。

Q27：仮設施設整備工事費及び解体撤去工事費は整備後の定員数による基準額を適用するか。(私立)

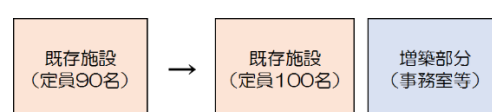
A27：整備前の定員によって、基準額を算出すること。なお、一部の定員にだけ工事が係る場合は、工事にかかる定員を算出すること。

Q28：下記の図のように、定員が 90 名から 100 名と増員を図る増築工事にあたって、本体工事費はどのように算出するか。(私立)

【図 1】



【図 2】



A28：「定員 71～100 名の基準額（整備後の定員の基準）×（工事にかかる定員÷整備後

の定員 100 名)」で算出すること。なお、工事にかかる定員は次のとおり。

図 1 の場合は工事にかかる定員は 25 名と明確であるが、増員分である 10 名が上限となるため、工事にかかる定員は 10 名となる。

図 2 の場合は、工事にかかる定員が明確ではないため、工事にかかる定員を「総定員数×整備する面積÷整備後の総面積」（小数点以下切り捨て）で算出すること。ただし、図 1 と同様に増員分である 10 名が上限となる（ノンコンタクトタイムスペースのみを整備する場合を除く。）。

なお、「増改築」の場合は、増員分を上限とはしていない。

Q29：認定こども園の整備において工事にかかる定員が明確でない場合、工事にかかる定員はどのように算出するか。（私立）

A29：工事にかかる定員はそれぞれ以下のとおり算出すること。

（本体工事費の場合）

- ・ 保育所部分：「2・3 号総定員数×施設全体の整備面積／施設全体の整備後の総面積（小数点以下切り捨て）」
- ・ 教育部分：「1 号総定員数×施設全体の整備面積／施設全体の整備後の総面積（小数点以下切り捨て）」

（解体撤去工事費・仮設施設整備工事費の場合）

- ・ 保育所部分：「2・3 号総定員数×施設全体の解体面積／施設全体の整備前の総面積（小数点以下切り捨て）」
- ・ 教育部分：「1 号総定員数×施設全体の面積／施設全体の整備前の総面積（小数点以下切り捨て）」

Q30：複合施設の場合、どのように対象経費の実支出予定額等を算出するか。（私立）

A30：整備費の対象施設に掛かる経費を分けて見積もりを取得することができない場合、複合施設全体の経費から按分して求めることになる。按分方法については専有面積比などの合理的な手段を用いて、按分を行うこと。

またトイレなどの共有部分の対象経費については、整備後の利用見込みなども踏まえ共有部分ごとに按分すること。

（例）複合施設内の施設種別 A、B、C において、A、B しか利用しない共有部分は A と B のみで按分。

Q31：複数年度事業において、進捗率はどのように算出するか。（共通）

A31：当該年度の交付対象となる工事の出来高（金額ベース）にて算出するのが適切であ

る。なお、仮設施設工事、解体撤去工事を含める。

また、当該年度の交付額は、「工事全体の交付額×当該年度の進捗率」（小数点切り捨て）で算出すること。加算ごとに進捗率を乗じるわけでない。

Q32：複数年度事業における2カ年目以降の協議について、物価上昇等の理由により1カ年目協議時点から対象経費を増額することは可能か。（共通）

A32：不可。対象経費が減額した場合を除き、原則、1カ年目における協議書に記載の対象経費どおり協議を行うこと。なお、交付基準額は当該年度の交付要綱に記載の金額を用いても差し支えない。

Q33：民営化に伴って「創設」の整備を行う際、開設準備費加算は全定員分で算出してよいか。（私立）

A33：原則として、民営化に伴って増加した定員分で算出する。ただし、民営化に伴って開設準備に必要な備品等の一切が施設とあわせて譲渡されない場合等は必要な定員分で算出してよい。

Q34：設計料加算は「本体工事費に係る交付基準額×5%」で算出されるが、この「本体工事費に係る交付基準額」はどこまで含まれるか。（私立）

A34：交付要綱に記載のとおり、開設準備費加算、土地借料加算を除いて、加算も含まれる。具体的には、特殊附帯工事と地域の余裕スペース活用促進加算は含まれる。

なお、離島等の特別法による加算は含まれない。

例）設計料＝（本体工事費＋特殊附帯工事）×5%

Q35：アスベスト調査等の調査に係る費用を補助対象として良いか。（共通）

A35：不可。原則、施設整備に要する経費のみが補助対象となる。

Q36：認定こども園の整備について、保育所部分及び教育部分の両方で整備を行う場合、交付額はどのように算出すべきか。（私立）

A36：原則の算出方法は以下のとおり。

- ①保育所部分及び教育部分のそれぞれで交付基礎額を算出する。それぞれ算出したものを合計した額を交付基礎額とする。
- ②対象経費に国の負担割合を乗じる。（按分不要）
- ③①と②を比較して安価な方を交付額とする。

「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択による嵩上げが行われる場合につい

ては以下のとおり。

- ①保育所部分及び教育部分のそれぞれで交付基礎額を算出する。それぞれ算出したものを合計した額を交付基礎額とする。
- ②対象経費を保育所部分と教育部分とで按分を行う。保育所部分の対象経費に国の負担割合を乗じる。教育部分の対象経費にも同様に国の負担割合を乗じる。それぞれを足し合わせる。
- ③①と②を比較して安価な方を交付額とする。

なお、「民老改築」の協議を行う場合については、教育部分に係る分については民老改築の対象ではないため、協議様式第2号-1の民老分交付金額欄に保育所部分のみに係る交付額を記載すること。対象経費に国庫補助率を乗じたものが交付額となっている場合、上記の「保育提供体制の確保のための実施計画」の採択による嵩上げの場合と同様に対象経費を按分した額を記載すること。

c)交付対象

Q37：賃貸物件の整備は交付対象となるか。（共通）

A37：施設（建物）が自己所有ではなく、賃貸物件の場合は交付対象外となる。

なお、賃貸物件の改修については「保育対策総合支援事業費補助金」で補助対象となる場合がある（公立認定こども園を除く。）。

Q38：建物は自己所有であるが、土地は賃貸である場合は交付対象となるか。（共通）

A38：交付対象となる。

Q39：基本設計料は対象経費に含めてよいか。（共通）

A39：基本設計料については対象経費に含めない。

Q40：同一施設において、短期間の間に複数の協議をしてよいか。また、同一事業主が複数の施設について同時に協議をしてよいか。（共通）

A40：いずれも可能。ただし、短期間の間に複数の整備を行う場合、財産処分の承認が必要な場合があるため、事前に相談されたい。

Q41：幼稚園型認定こども園において、保育所機能部分にかかる定員が10名でも交付対象となるか。（私立）

A41：幼稚園部分を含めた施設全体の総定員数が20名以上であれば、交付対象となる。た

だし、保育所機能部分の定員数に応じて交付基準額を算出すること。

Q42：市町村整備計画を複数の市町村で共同策定することは可能か。その場合どのように申請すれば良いか。(私立)

A42：市町村整備計画を複数の市町村で共同策定することは可能。その場合、一部事務組合又は広域連合若しくは代表する市町村がまとめて申請することとなるが、協議様式第1号及び交付要綱別紙1（様式1－2）について、共同策定した計画に基づき記載すること。

Q43：既存施設の建て直しを行う際に、定員が減員となるが交付対象となるか。(私立)

A43：「改築」として交付対象となる。

Q44：事務室の増築など、定員の増員が図られないが、施設の延床面積を増やす整備をする場合、交付対象となるか。(私立)

A44：定員の増員を図らずに行ういわゆる「増築整備」については原則交付対象外となるが、施設の老朽化対策を目的とした整備に伴い施設の延床面積が増加する場合であれば、定員の増員が図られない場合であっても交付対象となる。なお、整備後に既存施設の事務室を保育室として転用するなど、結果的に園児の定員増加につながる増築整備であれば上記の整備目的以外の場合であっても交付対象となる。

Q45：1年目に実施設計、2年目に工事という2カ年事業において、設計料は交付対象となるか。(共通)

A45：交付対象外となる。複数年事業における進捗率とは、工事の進捗率のことである。本事案のように1年目に工事が始まらず、進捗率が0%になってしまう場合は、工事が始まる年度から事業を開始いただくこととなる。(再協議となり、その内示後に契約・工事を行うことになる。)そのため、設計料を交付対象とする場合は、実施設計を行った年度内に着工する必要がある。

Q46：非常用自家発電の整備は交付対象となるか。(私立)

A46：既存施設に整備する場合は「大規模修繕等」として交付対象となる。建て直しなどの「改築」等とあわせて整備する場合は「改築」等の対象経費に含めること。

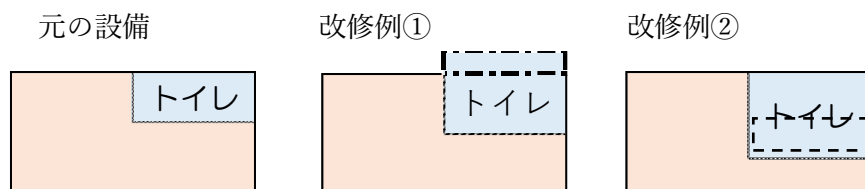
Q47：空調設備、クローゼットなどの設備は交付対象となるか。(共通)

A47：施設と一体的に整備される設備であって、工事費に含まれるものであれば交付対象となる。釘や金具で固定するだけでなく、施設の外壁、天井等と一体的になっている

るものが交付対象となる。特に空調設備について、壁掛け式や天井吊り下げ式、床置き式の設備を釘や金具で固定するだけの場合は対象外（「保育対策総合支援事業費補助金」で補助対象となる場合がある）となるので留意願いたい。

Q48：トイレの増設・改修は交付対象となるか。（私立）

A48：「大規模修繕」として交付対象となる。ただし、改修例①のように施設の延床面積を増やして、増設するという意味であれば、その増加した面積分（点線で囲った部分）にかかる経費は対象外となる。大規模修繕はあくまで内部改修工事であることに留意されたい。ただし、既存のトイレ部分を解体し、トイレを新築するのであれば「改築」として、増加した面積分も含めて交付対象となる場合もある。例えば、改修例②のようにトイレと隣接する部屋の面積を減らしてトイレの面積を増加させるのであれば、増加した面積分にかかる経費も交付対象となる。



Q49：照明設備を LED 化する整備は交付対象となるか。（私立）

A49：既存の照明・電気設備が一定年数（概ね 10 年間）を経過し、使用に堪えなくなり、改修が必要であれば、大規模修繕として交付対象となる。

Q50：「大規模修繕等」の整備において、350 万円の冷暖房設備の工事、300 万円の屋根の防水工事を行う場合、交付対象となるか。（私立）

A50：「大規模修繕等」の通知に記載される対象事業にかかる対象経費の実支出額の合計が 500 万円以上であれば交付対象となる。なお、冷暖房設備、感染症対策の工事のみの場合は 300 万円以上であれば交付対象となる。

Q51：大規模修繕等の「衛生環境の改善を目的としたトイレや調理場等の改修工事、手洗い場等の設置・改修工事」とは具体的にはどのような整備が交付対象となるか。（私立）

A51：基本的には下記 2 点の事業であり、それ以外の整備についてはどのように感染症対策となるかを合理的に説明できるものに限り交付対象となる。

ア 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修を行う場合については、床の乾式化を行うことを要件とする。その際に一体的に実施する改修工事は、必要最低限の範囲で、その必要性が合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

(既に乾式化されている施設については交付対象外となる。)

イ 手洗いの整備を行う場合については、新規設置だけでなく既存設備の改修も対象となるが、手洗いの徹底のための増設や非接触型蛇口の設置等、衛生環境の改善を目的とすることが合理的に説明できるものに限り補助対象とする。

Q52：大規模修繕等の通知内に記載されている「施設延面積（こども家庭庁長官が認めた面積）」とは施設の延床面積でよいか。(私立)

A52：整備に係る施設面積となる。

※主に施設の模様替えを想定しており、設備の修繕では算出不要。

Q53：「大規模修繕等」において、実施設計料は交付対象となるか。(私立)

A53：交付対象となる。ただし、公的機関の見積もりと工事請負業者 2 社の見積もりの添付が必要。なお、内示前に契約したものについては交付対象外となるため留意されたい。

Q54：「大規模修繕等」において、協議時点では対象経費の実支出予定額が 500 万円以上であったが、実際に入札等を行った結果、対象経費の実支出予定額が 500 万円を下回った場合は交付対象となるか。(私立)

A54：交付対象外となる。実支出予定額が 500 万円を下回ることが判明した時点で内示の取下げを行っていただくこととなる。

Q55：就学前教育・保育施設整備交付金を活用して開設していない保育所等での「大規模修繕等」の整備は交付対象となるか。(私立)

A55：自己資金、他の補助金等で開設した保育所等の整備であっても交付対象となる。

Q56：防音ガラスに交換するための費用は交付対象となるか。(私立)

A56：「防音壁整備」において、防音壁に限らず防音ガラス、防音床等、防音にかかる整備であれば交付対象となる。

Q57：「防犯対策の強化にかかる整備」ではどのような整備が交付対象となるか。(私立)

A57：防犯対策の強化を目的とした、以下のような整備が対象。

・外構の整備・設置（防犯機能の向上のためのフェンスやブロック塀、門扉の修繕・補強・設置など）

※再設置の整備において、既存の門・フェンス等の解体撤去工事費も「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」として交付対象となる。

・非常用通報装置、防犯カメラ等の設置（リースは対象外。）

などが交付対象となる。

なお、防犯対策でなく、事故の防止等を目的とした防犯カメラの設置は対象外となる。

Q58：「防犯対策の強化にかかる整備」において、見積額が 30 万円以上であれば交付対象となるか。（私立）

A58：見積額のうち対象経費が 30 万円以上であれば、交付対象となる。なお、非常通報装置等の整備については、交付基準額 90 万円が上限となるため、留意されたい。

Q59：駐車場・園庭にかかる整備は外構工事として交付対象となるか。（共通）

A59：当該交付金は「施設整備」交付金であり、原則として外構工事は交付対象外となる。ただし、「防犯対策の強化にかかる整備（外構）」及び特殊附帯工事における「屋外教育環境整備」（公立認定こども園の場合は「屋外教育環境の整備に関する事業」）は交付対象となる。

Q60：賃貸物件において、防犯カメラを設置する場合は交付対象となるか。（共通）

A60：「防音壁整備」や「防犯対策の強化にかかる整備」（公立認定こども園の場合は、「大規模改造（質的整備）」）等において、自己所有物件に限って交付対象となる。

Q61：特殊附帯工事としてソーラーパネルを設置する場合、当該発電による余剰電気を売電してよいか。（私立）

A61：余剰電気の売電による収入については、整備を行った施設の運営に充てるのであれば問題ない。ただし、発電した電気をすべて売電する目的でソーラーパネルを設置する場合は、本事業の趣旨から外れるため交付対象外とする。

Q62：本体工事については内示後に契約するが、実施設計については内示前に契約したい。この場合も設計料加算を適用できるか。（私立）

A62：内示前に契約したものは交付対象外であり、加算の適用はできない。

Q63：開設準備費加算はどのような場合に加算が適用できるか。（私立）

A63：それがないと開設できないといった、開設にあたって必要不可欠なものに要する経費が発生した場合に加算が適用できる。なお、開設後の運営に充てることは想定していない。

具体的には次のとおり。

- ・法人から自治体に支払われる都市計画法等に基づく開発申請手数料等
- ・土地の登記料
- ・開設前の職員研修費用 など

なお、園庭に整備する大型遊具は施設運営にあたって必要不可欠でなければ交付対象外となる。

Q64：土地借料加算はどのような場合に加算が適用されるか。(私立)

A64：新たに土地を賃借して施設整備を行う場合に適用される。また、賃借する土地は施設の敷地となる土地に限らず、施設整備に係る工事資材を置くために借りた土地の賃借料についても対象となる。なお、賃借料が発生しない場合や、内示前に賃貸借契約を締結した場合は加算の対象外となる。

また、貸主が地方自治体であっても加算は適用される。

Q65：施設整備にあたって土地を賃借したが、整備期間中は支払いが発生せずに、開園してから支払いが発生する場合は加算が適用されるか。(私立)

A65：本加算は施設整備期間中の賃借料を負担することを目的としているため、整備期間中に賃借料が発生しない場合は加算の対象外となる。

Q66：賃貸物件を改修して仮施設として利用する場合、その改修費と賃借料は交付対象となるか。(私立)

A66：どちらも仮施設整備工事費として交付対象となる。また仮施設として利用するために改修した場合は、原状復旧が必要となるが、原状復旧費用も交付対象となる。

Q67：仮施設整備工事費によって整備された仮施設の解体撤去にかかる費用は交付対象となるか。(私立)

A67：仮施設整備工事費として交付対象となる。

Q68：仮施設整備工事費によって整備された仮施設を解体せずにそのまま別な施設として利用してよいか。(私立)

A68：仮施設として解体を前提に整備しているため、解体せずに別な施設に転用することは財産処分の「転用」にあたり国庫納付となる。また、あらかじめ別な施設に転用することを前提として整備する場合は、「仮設」施設ではないため、仮施設整備工事費として交付対象外となる。

Q69：「創設」の工事において、解体撤去工事費及び仮施設整備工事費は交付対象となる

か。(私立)

A69：解体撤去工事費は、老朽化等に伴う「改築」等に際して必要となる既存施設の解体撤去工事を要する場合に交付対象となるため、新たに事業を行う「創設」の場合は既存施設がないため、交付対象外となる。同様の考えにより仮設施設整備工事費も交付対象外となる。

Q70：解体撤去工事及び仮設施設整備工事は本体工事と別に契約を交わしてもよい。(私立)

A70：別々に契約を交わしてよい。(ただし、内示前に契約していた場合は交付対象外)

Q71：解体撤去工事のみは交付対象となるか。(私立)

A71：本体工事とあわせての解体撤去工事費は対象となるが、解体撤去工事費のみでは協議不可。

Q72：交付対象外となる工事（外構工事等）にかかる実施設計料、工事事務費は対象経費に含めてよい。(私立)

A72：本体工事に補助対象外経費が含まれる場合は、実施設計料や工事事務費など、工事全体にかかる共通経費についても、「補助対象工事分」「補助対象外工事分」を明確にしたうえで、「補助対象工事分」のみを補助対象経費として計上すること。なお、共通経費のうち、補助対象外工事にかかる費用を明確に区分できる場合は、そのことがわかるように示すこと。明確な区分が難しい場合は、本体工事費に占める補助対象外経費の割合を算定し、共通経費を按分することで、対外的に説明可能な形で区分すること。

d) 交付要綱案 10（経過措置）に係る取扱い

Q73：民営化に伴って「創設」の整備を行う際、総定員は変更せずに待機児童の発生している年齢区分の定員数を増員する場合、交付要綱案 10（経過措置）による嵩上げの適用をうけることができるか。（私立）

A73：不可。保育所部分について民営化前の定員より増員を図ったうえで、待機児童の発生している年齢区分を増員する場合は嵩上げの対象となる。

e) 交付要綱案 6 の（２）イの公立認定こども園に係る取扱い

Q74：学校施設環境改善交付金における認定こども園は、幼稚園から移行したものに限定されていたが、保育所部分にも新しく補助範囲が拡張されるのか。（公立）

A74：補助制度に関しては当面、現行の「学校施設環境改善交付金」と同じ取扱いとすること。

Q75：学校施設環境改善交付金において、公立幼保連携型認定こども園のうち、幼稚園から移行した公立幼保連携型認定こども園のみが交付対象とされていたが、この取り扱いは当該交付金においても同様か。（公立）

A75：当該交付金においては、幼稚園から移行したものに限らず、全ての公立幼保連携型認定こども園（教育部分）が交付対象となる。

Q76：公立認定こども園においては、教育部分のみが交付対象となるが、配分基礎額や実工事費の算出に当たって、教育部分と保育所部分の按分はどのように行うか。（公立）

A76：公立認定こども園における配分基礎額や実工事費の算出に当たっては、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号に該当する子ども及び同法同条同項第 2 号に該当する子どもの数の総園児数に占める割合を教育部分として取り扱い、按分すること。

Q77：学校施設環境改善交付金においては、実施設計費や耐震診断費等について工事実施年の前年度以前の支出分も交付対象経費として認められていたが、この取り扱いは当該交付金においても同様か。（公立）

A77：A1 に記載のとおり、当該交付金においては内示前に契約を行った事業については交付対象外としており、この取り扱いは公立認定こども園についても同様であるため、

内示前に契約した実施設計や耐震診断等にかかる経費については交付対象外となる。

Q78：学校施設環境改善交付金においては、実績報告時に入札減又は改修比率の減等により生じた差額を、施設整備計画に計上している事業で補助要件を満たすものに充当することが可能だったが、この取り扱いは当該交付金においても同様か。（公立）

A78：予算年度及び予算区分が同じで、かつ交付金の算定対象（内示対象）となっている事業に対しては差額を充当できる。施設整備計画に計上している事業で補助要件を満たすものであっても、交付金の算定対象となっていない事業に対しては、差額の充当はできないので、留意されたい。

Q79：認定こども園の整備にあたってエコスクール・プラスの認定を受けることはできるのか。単価加算措置は受けられるのか。（公立）

A79：計画書を作成し、審査を受ける必要があるが、認定を受けることが可能。また、こども家庭庁より補助単価の加算措置を受けたい場合は、文部科学省に ZEB 8 %事業計画書等必要書類を提出すること。

Ⅲ) 事業開始後の手続き

Q80：複数年度事業の場合、毎年協議が必要か。(共通)

A80：お見込みのとおり。毎年度、協議書の提出を行う必要がある。なお、2 カ年目以降は第1回協議書提出依頼にて協議すること。

Q81：単年度事業として内示をうけたが、建築資材が確保できなかったことなどにより工事が年度内に終わらないことが発覚した場合、どのような手続きをすればよいか。(共通)

A81：繰越の要件を満たす場合には、繰越手続きをすること。なお、翌年度に繰り越した分は、当年度中に受け入れてはならないためご留意願いたい。

※繰越し及び翌債の承認を要する事由が発生した場合は、速やかに手続きを開始すること。

※当初予算での内示であれば明許繰越。繰越予算での内示であれば事故繰越となる。

※繰越については、財務省が作成している「繰越ガイドブック」を参照すること。

Q82：事業が年度内に終わらないことが発覚したが、繰越の要件を満たさない場合はどのような手続きをすればよいか。(共通)

A82：各地方厚生（支）局あてに変更協議を行った上で、変更交付申請を行い、変更交付決定をうけること。

Q83：すでに内示をうけた事業について、諸般の事情により取りやめる場合はどのような手続きが必要か。(共通)

A83：取下げ書（任意様式）を各厚生（支）局あてに送付すること。なお、交付決定をうけていた場合は、別途交付決定の取下げ手続きを要する。

※対象施設、取消しの理由は必ず記載すること。

Q84：工事内容、定員等の変更があり、内示額の変更が生じる場合はどのような手続きをすればよいか。(共通)

A84：各厚生（支）局あてに変更協議をすること。同様の協議書一式に加え、「変更となる対象施設」「変更箇所」「変更理由」を記載した書面の提出が必要。

なお、入札や資材高騰等による事情の変更等により工事費が増額した場合であっても、増額の変更協議は原則受け付けない。

Q85：複数年度事業において、1 年目は進捗率 20%で交付決定をうけているが、実際には 5%しか工事が完了しなかった場合は、どのように対応すべきか。(共通)

A85：繰越の要件を満たす場合には繰越手続きを行うこと。この場合は1年目に5%分の支払いを受け入れて、15%分を2年目に繰越する。ただし、繰越の要件をみたさない場合は変更協議にて進捗率を変更されたい。